

第2編教育 教員人事特例規程

公立大学法人宮城大学教員人事規程の特例に関する規程

平成27年12月24日

規程第141号

(趣旨)

第1条 この規程は、今後行われる公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の教員の採用及び昇任の人事について、公立大学法人宮城大学教員人事規程（平成21年宮城大学規程第24号。以下「人事規程」という。）第20条の規定に該当する場合を除き、大学改革に伴い人事規程の抜本的改正が行われるまでの間における人事規程の特例を定めるものとする。

(専任教員配置数の特例)

第2条 人事規程第6条第4項及び第5項の規定にかかわらず、理事長は、法人が任用する専任教員の総定数の範囲内において人事管理を行う。

(人事計画書案の特例)

第3条 人事規程第8条第2項の規定にかかわらず、専任教員の採用及び昇任に当たり必要と認めるときは、学長は、学群長、基盤教育群長、研究科長、センター長又は役職員に指示をして、人事計画書案を作成させることができる。

(選考委員会の特例)

第4条 人事規程第10条及び第11条の規定にかかわらず、専任教員の採用又は昇任に係る一次選考は、教員人事委員会（以下「人事委員会」という。）の下に置かれる審査会で行うことができる。

2 審査会は、人事規程第11条の手続により一次選考を行うものとする。

3 審査会は、次に掲げる委員をもって構成する。

一 教育、研究及び人事労務を担当する理事

二 当該人事に係る学群長、基盤教育群長、研究科長又はセンター長

三 その他学長が必要と認めて指名する者

4 前項に掲げるもののほか、必要に応じ、外部専門委員（前項第2号に掲げる者の意見を聴き、学長が依頼する者）から書面で意見を徴するものとする。

5 審査会に委員長を置き、第3項第1号の委員の中から学長が指名する者をもって充てる。

6 委員長は、審査会を主宰する。

7 委員長に事故あるときはあらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理し、委員長が欠員のときはあらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。

8 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

9 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

10 学長は、いつでも、審査会の会議に出席し、意見を述べるができる。

11 委員長は、一次選考の結果について、所定の様式により、人事委員会委員長に報告するものとする。

12 第3項第2号に掲げる委員は、委員が所属する部局の教員1人をオブザーバーとして会議に出席させるものとする。

第2編教育 教員人事特例規程

1 3 理事長は、審査会の会議にオブザーバーとして出席することができる。

1 4 審査会の庶務は、第12項のオブザーバーが処理する。

(人事委員会の特例)

第5条 人事規程第12条の規定による人事委員会の二次選考は、前条の審査会による一次選考の合格者について行う。

2 人事規程第12条第2項及び第13条第2項の規定は、第1項の二次選考には適用しない。この場合において、人事委員会委員長は、必要と認めるときは、専門的知識を持つ者など、委員以外の者の出席を求め、参考意見を聴くことができる。

3 人事委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 人事委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、人事委員会委員長の決するところによる。

5 理事長は、人事委員会の会議にオブザーバーとして出席することができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、教育研究審議会の審議を経て行うものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、人事規程の特例に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (H27.12.24 第104回理事会)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規程は、施行日以後に始まる教員の採用又は昇任に係る手続き等について適用し、施行日前に行われている採用又は昇任に係る手続き等については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に教員の公募が開始されている場合において、施行日以後に一次選考が開始されるときは、この規程を適用する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(学部に係る経過措置)

2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学教員人事規程の特例に関する規程第3条及び第4条第3項第2号の規定の適用については、「学群長」とあるのは、「学群長、学部長」と読み替えるものとする。

附 則 (R5.3.22 第198回理事会)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。